

6. 「高速道路SA・PA等」への充電設備設置事業の 説明と提出書類

事業名	高速道路SA・PA及び公道上等への充電設備設置事業 (経路充電)	
事業内容	「高速道路SA・PA等」 ^(注1) における電欠防止の観点から重要な経路充電 ^(注2) または電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる充電のための充電設備設置事業	
申請できる方	地方公共団体、法人、個人	
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費	
補助率	充電設備の購入費	定額(1/1以内)
	設置工事費 ^(注3)	定額(1/1以内)

注1：「高速道路SA・PA等」とは、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する高速道路株式会社6社が管理する道路および地方道路公社法第1条（平成25年6月14日法律第44号）に規定する地方道路公社が管理する道路（以下、「高速道路」という。）のSA・PAおよび隣接設置されたハイウェイオアシスのことをいう。

なお、ハイウェイオアシスについては高速道路から出入り可能な駐車場に設置する場合に限るものとし、一般道からも利用できる駐車場に設置の際は、施設が該当する事業にて申請してください。

注2：「経路充電」とは、長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電等をいう。

注3：高速道路SA・PA等は、「特別な仕様に基づく工事」であるか「特別な仕様に基づかない工事」であるかで補助上限額が異なります。申請時に該当する区分を選択してください。「特別な仕様に基づく工事」とは、充電設備設置場所を管轄する国、地方公共団体または高速道路会社等が充電設備の設置について特別に適用を指示する規格および仕様に基づいて工事を行う必要がある場合で、特にセンターが認める工事をいいます。

6-1. 「高速道路 SA・PA 等への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の特有の要件については、(1)～(9)を全て満たすことが必要です。

- (1) 設置場所が公道^(注4)に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所^(注5)にあること。
- (2) 充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用または物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とする。
- (3) センターが求める条件を満たした充電場所を示す案内板を高速道路 SA・PA 等の入口に設置すること。^(注6)
- (4) 充電設備の場所や出力、利用可能時間、メンテナンス等による休止状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、掲載先が未定の場合は、インターネット上に掲載予定であることを申告し、実績報告においてインターネット上の掲載先等を報告すること。
- (5) 充電設備の利用に係る充電料金を徴収すること。
- (6) 充電スペースの区画内に、充電場所を示す東京電力登録商標デザインの路面表示 (CHARGING POINT) を設置すること。^(注7)
- (7) 設置する充電設備は、OCPP 1.6 以上に準拠した総出力 50 kW 以上の急速充電設備であること。
- (8) 充電設備が 24 時間利用の可否を申告すること。24 時間の利用ができない場合は、利用可能時間とその理由を申告すること。
- (9) センターが承認した充電設備の定格出力等の性能を担保するために必要な電気配線、ブレーカー等の電気設備を設置する工事を行うこと。
充電設備を複数基設置する場合は、設置するすべての充電設備について、それぞれ承認された定格出力での同時稼働を前提として、当該性能を担保するために必要な電気設備を設置する工事を行うこと。

※充電設備は 24 時間利用可能となるよう努めることを推奨します。

※充電設備の充電スペースは、電気自動車優先となるよう努めることを推奨します。

注 4：土地の所有者のみが使用できる私道（位置指定道路を含む。）を除き、国や市町村などの公的機関が所有又は管轄している道路のことをいう。

注 5：設置場所への出入りや充電を行う際に、設置場所の許可を都度得る必要がある場所または別の車両の移動を要する場所を除く。

注 6：充電設備の設置と同時期に設置できないなどの高速道路特有の不可抗力がある場合、センターに報告し、対応についてはセンターの指示を受けること。

注 7：景観条例や公園法等によるやむを得ない事由により、路面表示の設置ができない場合は「代替路面表示」を申告することで可とする。その場合は状況等報告にて理由を申告すること。

6-2. 特有の提出書類および申告内容

高速道路 SA・PA 等への充電設備設置事業に申請する場合は、申請の内容に応じて以下の書類をアップロードおよび申告をしてください。

【申請の内容に応じて求める書類】

6-3：「特別な仕様に基づく工事」申請事由

6-4：「特別な仕様に基づく工事」を証する書類

6-5：「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

【申請の内容に応じて求める設置事業計画の申告】

6-6：設置する施設等の説明

6-7：充電設備の設置場所や利用可能時間等の情報を確認できるインターネット上での掲載先

6-3. 「特別な仕様に基づく工事」申請事由

オンライン申請システムの「特別な仕様に基づく工事」申請事由は、「6-4. 特別な仕様に基づく工事を証する書類」をもとにデータを入力し、提出してください。

センターは提出された「特別な仕様に基づく工事」を証する書類および「特別な仕様に基づく工事」申請事由をもって「特別な仕様に基づく工事」に該当するか審査します。

「特別な仕様に基づく工事」申請事由をセンターが認めない場合、交付申請の受付は不可になります。

申請者は規格や基準の関連をわかりやすくセンターに申告してください。センターは、申請者に対し工事ごとに適用される「規格」または「仕様」について詳細な説明を求め場合があります。

「特別な仕様に基づかない工事」の場合は、不要となります。

6－4. 「特別な仕様に基づく工事」を証する書類

特別に指示する規格または仕様を示す書類をアップロードし、提出してください。

「特別な仕様に基づかない工事」の場合は、不要となります。

【記載の必須項目】

《作成者・発行者》

- ・ 充電設備設置場所を管轄する国、地方公共団体、または高速道路会社等の名称の記載

《規格および仕様名称》

- ・ 特別な仕様に該当する部材または施工方法（仕様等）の記載

《書類名称》

- ・ 工事の仕様等を示す書類名称の記載

《発行日》

- ・ 書類の発行日の記載

6－5. 「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

「充電スペース造成費」を申告する場合、センターが充電スペースの造成を必要と認めた場合のみ補助対象経費とします。

駐車スペースの造成を必要とする経緯・理由が記載された書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《発行者》

- ・ 書類を発行した氏名または名称の記載

《作成日》

- ・ 書類の作成日を記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《設置場所住所》

- ・ 申請で入力した設置場所住所の記載

《造成理由》

- ・ 造成をする経緯および理由を記載

6-6. 設置する施設等の説明

オンライン申請システムにて以下の設置する施設等の情報を申告してください。

【申告内容】

《営業開始予定日》

- ・施設が新築の場合、営業を開始する予定日

《高速道路名》

- ・SA・PA等が位置する高速道路名

《上下線》

- ・SA・PA等が上下線のどちらに位置するか

《IC（インターチェンジ）名》

- ・上り方、下り方の最近接のIC（インターチェンジ）名

6-7. 充電設備の設置場所や利用可能時間等の情報を確認できるインターネット上での掲載先

設置する充電設備の以下の情報を確認できるインターネット上での掲載（Webサイト名）の有無をオンライン申請システムにて申告してください。

掲載「有」の場合は、そのWebサイトのURLを申告してください。

掲載「無」の場合は、掲載予定先のサイト名を申告してください。

【確認項目】

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《充電設備の出力》

- ・設置する充電設備の出力

《利用可能時間および定休日》

- ・設置する充電設備の利用可能時間および定休日

《故障およびメンテナンス状況》

- ・設置する充電設備の故障およびメンテナンスの状況